

# 明治大学紫交会会則

(名称)

## 第1条

本会は明治大学紫交会（以下本会という）と称する。

(事業目的)

## 第2条

本会は下記事項を事業目的とする。

1. 明治大学競走部の健全なる発展と向上を図り、現役部員の活動を後援する。
1. 明治大学競走部の伝統を継承し、資質並びに品位の向上を図る。
1. 明治大学競走部の諮問に応ずる。
1. 明治大学競走部監督候補者を推薦する。
1. 会員の親睦と会員相互の連絡を図る。
1. その他必要な事項を行う。

(事務所)

## 第3条

本会の事務所は明治大学八幡山第一合宿所に置き、必要に応じ地方に支部を置くことができる。

(事業年度)

## 第4条

本会の事業、及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

(会員)

## 第5条

本会は下記の会員を以って組織する。

1. 明治大学競走部に在籍した者。
1. 会員2名以上の推薦を得、幹事会、総会で承認された者。

## 第6条

本会の会員は終身会員とする。但し、総会で不適格と認めた場合は、本会の会員資格を失うものとする。また、第18条で定める年会費を連続して2年以上未納の場合、総会に於ける発言権、及び議決権を喪失するものとする。尚、未納分の会費を全額納入した場合は、総会に於ける発言権、及び議決権を回復することができる。

## 第7条

本会に会員名簿を備える。

(役員)

## 第8条

本会に下記の役員を置く。

1. 会 長 1 名
1. 副 会 長 若干名
1. 幹 事 長 1 名
1. 副幹事長 若干名
1. 幹 事 若干名
1. 会計幹事 2 名
1. 監 査 2 名

その他、名誉会長、顧問、支部に支部長、支部幹事を置くことができる。また、明治大学競走部監督、及びコーチは、本会の役員を兼ねるものとする。

(役員を選出)

第9条

会長・副会長は総会において決定する。幹事、会計幹事、監査は会長が任命する。幹事長は幹事会の互選で決定する。

(会長及び副会長)

第10条

会長は本会を代表し、会務の運営にあたる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

(幹事)

第11条

幹事長は幹事会を統括し、会務の運営にあたる。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長事故あるときはこれを代行する。会計幹事は会計事務を執行処理する。

(監査)

第12条

監査は本会の会計を監査する。また、幹事会に出席し、意見を述べるができる。

(役員任期)

第13条

役員任期は、就任より第2回目の定期総会の終了するとき迄とし、再任を妨げない。但し、欠員又は増員の為任命された役員任期は、現任役員残任期間とする。

(総会)

第14条

定期総会は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に会長が招集し、議長を務める。また、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

(総会の決議事項)

第15条

下記に掲げる事項は定期総会の議決を経なければならない。

1. 会則の制定、又は改正
1. 役員選出
1. 事業計画、及び報告に関する事項
1. 予算、及び決算に関する事項
1. 重要な資産の取得、処分、及び多額な債務の負担に関する事項
1. その他必要な事項

(幹事会)

第16条

幹事会は第8条の役員を以って構成し、第2条の事業目的遂行の為、また第15条の各項原案を作成する為、幹事長が随時招集し議長を務める。

(総会、及び幹事会の議事)

第17条

総会、及び幹事会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する。また、議事録を作成し保存する。

(会費)

第18条

会員は年会費を納入するものとする。年会費は総会にて決定する。

(経費)

第19条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入により賄う。

(財産の管理)

第20条

本会の財産は会長が管理する。

(加入団体)

第21条

本会は下記団体に所属、又は加盟する

1. 明治大学駿台体育会 (所属)
1. 社団法人東京陸上競技協会 (加盟)

(細則)

第22条

この会則を施行する為、及び会務運営に必要な細則は、幹事会においてこれを定める。

(施行)

第23条

従前の会則は、この会則の施行 (平成19年4月22日施行) により廃止する。